

那須塩原市防犯灯設置費補助金ハンドブック

(令和6(2024)年度 新規設置補助)

本市では、LED防犯灯を新規設置する防犯灯管理団体（自治会を含む。以下「管理団体」という）に対して、設置費用の一部を補助します。

本書では、設置費補助金の概要及び補助金交付までの流れを説明します。

1. 防犯灯設置費補助金について・・・2ページをご覧ください
2. 防犯灯新規設置の考え方について・・・4ページをご覧ください
3. 申請手続きについて・・・・・・・・5～7ページをご覧ください
4. 防犯灯修繕について・・・・・・・・8ページをご覧ください

<申請に必要な書類>

交付申請 **提出期限：令和6(2024)年12月25日(水)まで**

- ・防犯灯設置費補助金交付申請書 記入例1は9ページ
- ・設置事業計画書 記入例2は10ページ
- ・設置位置図 記入例3は11ページ
- ・同意書（必要な場合のみ） 記入例4は12ページ
- ・見積書の写し

変更申請 **提出期限：交付申請後から設置工事完了前まで**

- ・防犯灯設置費補助金変更承認申請書 記入例5は13ページ
- ・その他必要書類

実績報告 **提出期限：令和7(2025)年2月28日(金)まで**

- ・防犯灯設置費補助金実績報告書 記入例6は14ページ
- ・防犯灯設置費補助金請求書（兼受領委任状） 記入例7は15ページ
- ・振込先通帳の写し
- ・設置位置図 記入例3は11ページ

※設置位置が交付申請時と変更なければ提出不要

- ・補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- ・CD（写真データの保存）
- ・申請灯数分の通電申し込みが確認できる書類の写し

（東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページの低圧申込詳細情報 等）

防犯灯設置費補助金について

<補助対象と補助額>

補助対象	補助額		
自動点滅器付き LED防犯灯新設	電柱有り	防犯灯 1 基につき 23,000円	ただし、工事費が補助額 を下回る場合は、その額 となります。
	電柱無し	防犯灯 1 基につき 35,000円	

<那須塩原市における防犯灯及び防犯灯管理団体の定義>

「防犯灯」とは、夜間における犯罪の発生を予防し、市民の安全を図ることを主たる目的とする照明設備で、自治会又は防犯灯管理団体が設置し、又は電気料金を負担するものです。

ただし、広告を主たる目的として設置し、又は維持管理される照明設備及び主にその住民の用に供するために集合住宅その他の施設に附属して設置し、又は維持管理される照明設備を除きます。

また、「防犯灯管理団体」とは、防犯灯を設置し、又はその電気料金を負担する団体であって、自治会又は一定の区域内の住民によって組織された団体で、市長が特に認めるものとなります。

(那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱 第2条及び第3条より引用)

<補助金の申請期間>

交付申請 令和6(2024)年12月25日(水)までの期間で、管理団体任意の時期に提出

変更申請 交付申請後から設置工事完了前までの期間で、やむを得ない事情により申請内容に変更が生じた場合に速やかに提出

実績報告 令和7(2025)年2月28日(金)までの期間で、工事完了後速やかに提出

※補助金が交付できなくなる恐れがあるため、

交付申請・実績報告の締め切りは厳守願います。

<申請の回数>

一管理団体につき年度内1回限り

<補助対象となる新規設置基数>

1団体あたり20基まで

※設置基数を10基以上希望する場合は、事前に交通防犯課に御相談ください。

【参考】防犯灯電気料補助金

補助対象：令和6(2024)年4月1日現在で管理団体が支払っている

防犯灯の電気料金

令和6(2024)年度中に新規設置する防犯灯は補助対象外です

補助金額：(参考) 1基あたり1,000円/年(令和5(2023)年度実績額)

※防犯灯電気料補助金については、9月中旬頃に改めて案内を送付する予定です。

<書類の提出先>

交通防犯課くらし安全安心係(本庁2階11番窓口)

西那須野支所(西那須野支所1階1番窓口)

塩原支所

箒根出張所

<問い合わせ先>

市民生活部交通防犯課くらし安全安心係(本庁2階11番窓口)

住 所：那須塩原市共墾社108-2

T E L：0287-62-7126

F A X：0287-62-7500

M A I L：koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp

防犯灯新規設置の考え方について

■設置申請は原則、「東電柱またはNTT柱に設置すること」としてください。

東京電力㈱が所有する電力柱（以下、「東電柱」という）に設置の場合は、東京電力㈱への申請手続きのみで済みますが、NTT東日本が所有する電信柱（以下、「NTT柱」という）に設置する場合、NTT東日本への申請手続きを先に行い、添架承諾が得てから東電への申請手続きとなるため、東電柱に設置する場合よりも時間がかかります。

また、鋼管ポールを新設する場合、工事業者が現地調査によって引き込み柱の確認や建立場所の確認などを行う必要があるため、東電柱に設置する場合よりも時間がかかる上、設置費が東電柱に設置する場合よりもポールを新設する分高額になります。

一般的に設置費用の安い順

1. 東電柱 2. NTT柱・個人柱・既設ポール 3. 新設鋼管ポール

※鋼管ポールの維持・管理・修繕費は管理団体の負担となります。

■防犯灯の設置等の基準は、原則として次のとおりです。

ただし、防犯上やむを得ない場合はこの限りではありません。

- (1) 防犯灯と他の光源（他の防犯灯、街路灯等）の距離は20メートル以上としてください。

※20メートルは適度な照度が確保できる目安の距離です。防犯灯同士の距離が近づくと、明るい場所と暗い場所の濃淡が生じます。

また、防犯灯の明かりが農作物の生育に影響を与える場合があります。

- (2) 10VA（注1）以下の自動点滅器付きLED（注2）灯とします。

- (3) 設置高は地上から4.5メートル以上としてください。

- (4) 設置に当たっては、事前に隣接する住民と協議し同意を得ることとし、農地に隣接して設置する場合及び私有地に設置する場合は所有者と協議し、同意を得てください。

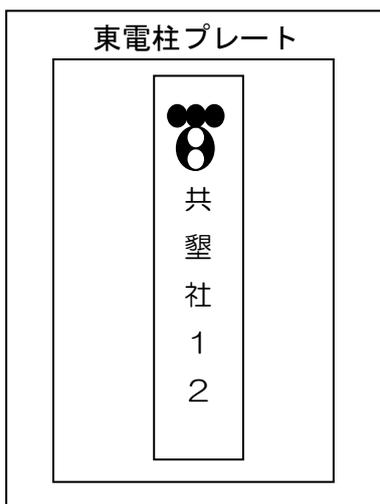
注1) VAとは、電圧（V）×電流（A）です。VAに力率（電力をどれだけ有効に使用できるかを示す値）をかけた数値が消費電力（W）となります。

注2) LED（Light Emitting Diode）とは、発光する半導体（ダイオード）で、蛍光体（蛍光灯に用いられている物質）に比べ、長寿命、省電力等多くのメリットを持ちます。

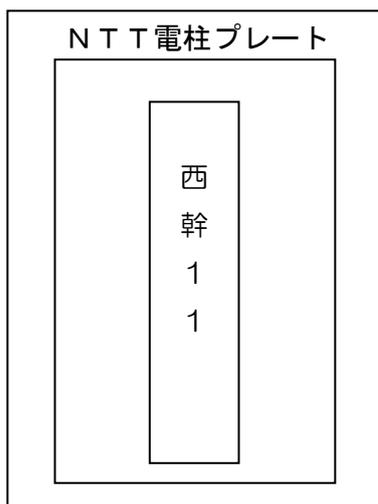
■電柱を所有しているのは下についているプレートの会社です。

電柱に2枚プレートがついている場合、下についているプレートの会社はその電柱を所有しています。また、東電柱プレートの標識名と番号の次に「A」と書いてある電柱はNTTが所有している電柱です。（例3）

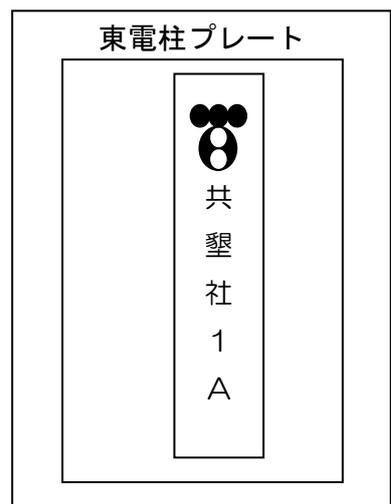
東電柱（例1）



NTT柱（例2）

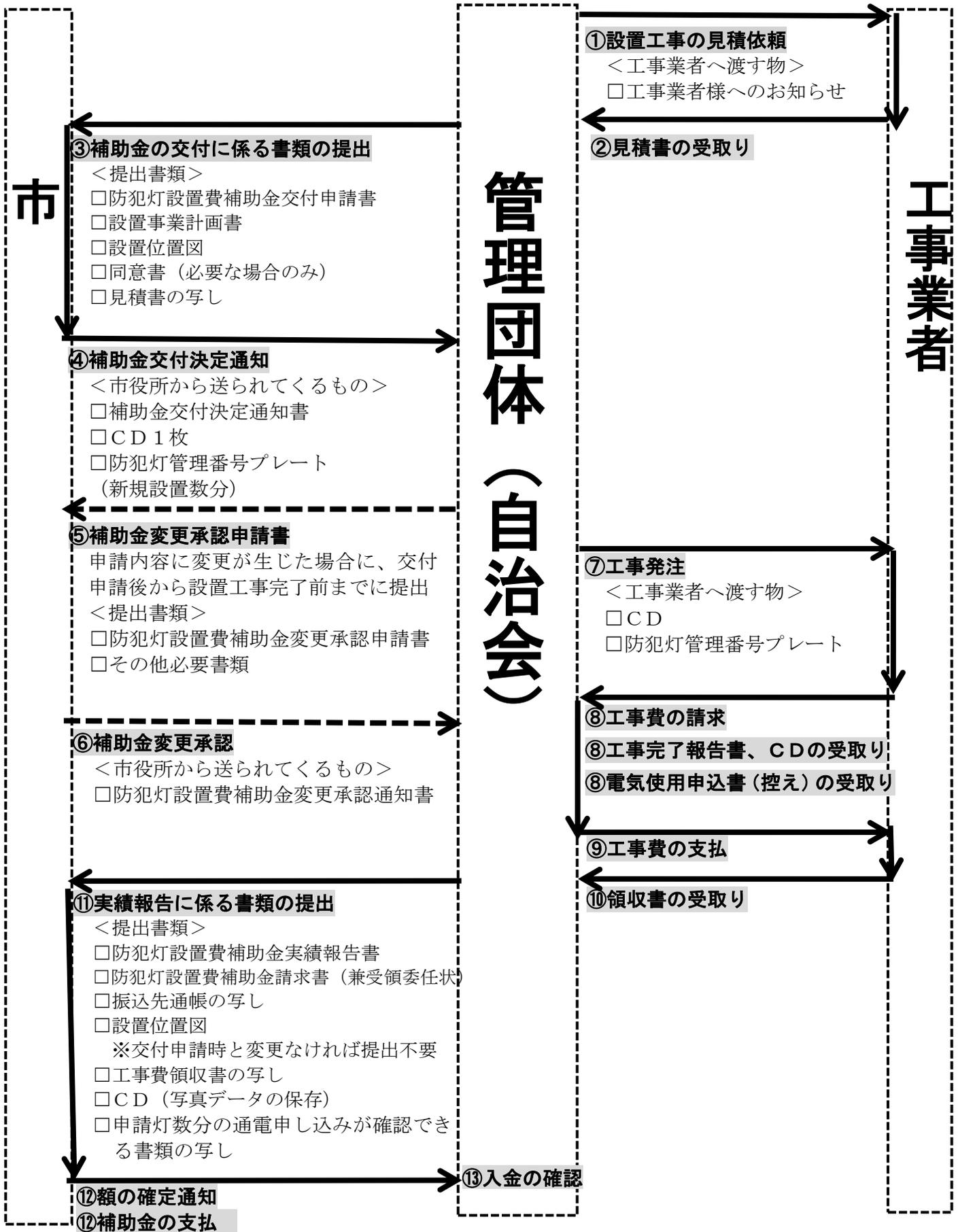


NTT柱（例3）



申請手続きについて

<フロー図> ※詳細は6、7ページをご覧ください。



<詳細>

①設置工事の見積依頼

管理団体から任意の工事業者へ見積依頼をしてください。

※見積依頼の際、「工事業者様へのお知らせ」を工事業者へお渡しく下さい。

「工事業者様へのお知らせ」は、市で一括工事発注していた際の工事設計書から引用した工事に関する参考資料です。

※任意の工事業者が無い場合や工事業者が分からない場合等は市へ連絡してください。市から那須塩原電設協会（以下「電設協会」という）へ管理団体代表者の電話番号を伝え、電設協会から管理団体代表者に工事業者を紹介します。

②見積書の受取り

工事業者から見積書をもらってください。

※交付申請に見積書の写しが必要になります。

※見積書に工事業者の代表者印が押印されていることを確認してください。

③補助金の交付に係る書類の提出

書類に必要事項を記入し、市へ提出してください。

提出する書類は、以下のとおりです。

①防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1号） 記入例1は9ページ

②防犯灯設置事業計画書及び設置位置図 記入例2・3は10・11ページ

※任意の地図に記入をお願いします。市で把握している防犯灯の位置図を希望する場合は担当課まで御連絡ください。

③工事見積書の写し

※原本は管理団体で保管してください。

④防犯灯設置同意書の写し（必要な場合のみ） 記入例4は12ページ

※NTT柱、私有地内のポールに防犯灯を設置する場合に、土地所有者の同意を得てください。同封した同意書に署名、押印をもらってください。

それ以外の場合は不要です。原本は管理団体で保管してください。

④補助金交付決定通知

市に書類を提出してから交付決定まで概ね1ヶ月かかります。

市に提出いただいた書類を確認し、誤り等がなければ補助金の交付決定をします。

市から管理団体へ補助金交付決定通知書を送付します。

※防犯灯設置後の写真データを保存するCD-R1枚と設置基数分の防犯灯管理番号プレートを同封しますので、必ず工事業者へお渡しく下さい。

※防犯灯設置後の写真は、DVD等他の電子媒体も可ですが、USBは不可です。

⑤補助金の変更に係る書類の提出（申請内容に変更が生じた場合）

やむを得ない事情により、申請した内容に変更が生じた場合に、書類に必要事項を記入し、市へ提出してください。変更が生じることが分かった時点で担当課に御連絡ください。提出する書類は以下のとおりです。

・防犯灯設置費補助金変更承認申請書 記入例5は13ページ

・その他必要な書類（変更内容により異なります）

⑥変更承認通知

提出していただいた内容を確認し、変更の内容が適切と判断されれば承認を行います。

⑦工事発注

工事業者に工事発注してください。

⑧工事費の請求、工事完了報告書、CD、電気使用申込書（お客控え）の受取り

工事完了後、工事業者から工事費の請求があります。

※工事完了報告書等の工事の明細（基数、場所、灯具の種類、設置年月日等）が分かる書類は、管理団体に保管してください。

※支払の前に必ず完了検査を行ってください。

完了検査とは、発注した内容で工事が行われたかを確認する行為です。

ここでは、設置場所、灯具の点灯、防犯灯管理番号プレートの有無等です。

⑨工事費の支払

完了検査の結果、問題がなければ工事費を工事業者に支払ってください。

⑩領収書の受取り

工事業者から領収書（レシート不可）を受け取ってください。

※領収書は必ず保管してください。補助金の支払に必要なになります。

⑪実績報告に係る書類の提出

書類に必要な事項を記入し、市へ提出してください。

提出する書類は、以下のとおりです。

- ・防犯灯設置費補助金実績報告書（様式第3号） 記入例6は14ページ
- ・防犯灯設置費補助金交付請求書（兼受領委任状） 記入例7は15ページ

※必ず日付を記入しないで提出してください。

- ・振込先通帳の写し ※表紙と1ページ目の写し
- ・領収書の写し
- ・申請灯数分の通電申し込みが確認できる書類の写し
（東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページの申込詳細情報等）

※電気使用申込は工事業者が行います。

契約者名義は、管理団体名等としてください。

- ・設置位置図
※交付申請時と変更がなければ、提出不要です。
- ・書類以外に工事業者から受け取ったCDを併せて提出してください。

⑫額の確定通知、補助金の支払

書類の提出から補助金の支払まで概ね1ヶ月かかります。

市から団体代表者に額の確定通知書を送付し、併せて請求書に記載されている管理団体の口座に補助金を振り込みます。

⑬入金の確認

市から補助金の入金予定日をお知らせしますので、必ず入金を確認してください。

防犯灯修繕について

防犯灯の維持管理については管理団体において行っていただいております。管理を行っていく中で不点灯等の灯具の不具合にお気づきの場合は次のとおり御対応をお願いいたします。※令和6（2024）年度中のみの対応となります。

① LED防犯灯で防犯灯管理番号が付されたもの

（防犯灯管理番号：L-0000、[年度]-000、NS-0000）

→市交通防犯課において修繕いたします。市交通防犯課へ同意書を御提出いただき、御連絡くださいますようお願いいたします。なお、同意書は4月20日の行政文書配布又は郵送で管理団体代表者へ送付しております。

御連絡の際は防犯灯管理番号をお伝えください。

② 10WのLED灯で管理団体が防犯灯として管理しているもの

→市交通防犯課において修繕いたします。市交通防犯課へ同意書を御提出いただき、御連絡くださいますようお願いいたします。なお、同意書は4月20日の行政文書配布又は郵送で管理団体代表者へ送付しております。

御連絡の際は防犯灯が付いている電柱の電柱番号や住所等をお伝えください。

同意書については、一度御提出いただければ、その後の提出は不要です。

【注意】

- ・ 蛍光灯、水銀灯の防犯灯の修繕は対象外です。管理団体において修繕をお願いいたします。
※設置費補助金を御活用いただき、LED防犯灯への切替も御検討ください。
- ・ 修繕の対象となるものは、LED防犯灯の灯具です。鋼管ポールの腐食など、灯具以外の修繕は対象外となりますので、管理団体において修繕をお願いいたします。

記入例 1

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社 108-2**

氏 名 **自治会長 防犯太郎**

電話番号 **0287（62）7127**

防犯灯設置費補助金交付申請書

令和〇年度防犯灯設置費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請金額 81,000 円

【申請金額計算式】

電柱有り 2 基 × 23,000 円 + 電柱無し 1 基 × 35,000 円

= 81,000 円 (ア)

工事費見積額 100,000 円 (イ)

※申請金額 81,000 円 (ア) (イ) のいずれか少ない額

2 関係書類

- (1) 設置事業計画書（別紙）
- (2) 設置位置図
- (3) 工事見積書の写し

記入例2

(別紙)

防犯灯設置事業計画書

団体名 **明るいまち自治会**

設置計画基数 **3** 基

設置予定時期 **令和〇年9**月

設置予定所在地

電柱の所有者及び番号の見方は
3ページをご覧ください。

No.	所在地 (不明の場合は、最寄りの住宅の地番を記載すること。)	電柱の有無
1	那須塩原市 共墾社108-2-1	(有) (電柱番号 防犯1)・無
2	那須塩原市 共墾社108-2-2	(有) (電柱番号 防犯2)・無
3	那須塩原市 共墾社108-2-3	有 (電柱番号) (無)
4	那須塩原市	有 (電柱番号)・無
5	那須塩原市	有 (電柱番号)・無

鋼管ポール新設

設置位置図 (別紙可)

別紙のとおり

電柱番号がない個人柱等に設置する場合は、設置する柱の種類を記入してください。

例：鋼管ポール新設
既設の鋼管ポール 等

記入例3



※設置箇所に○印をつけ、○印付近に電柱番号を記入してください。

※任意の地図に記入をお願いします。市で把握している防犯灯の位置図を希望する場合は担当課まで御連絡をお願いいたします。

防犯灯設置同意書

年 月 日

明るいまち自治会
自治会長 防犯 太郎 様

土地所有者 住 所 共墾社108-2-3

氏 名 那塩 花子 印

電話番号 0287-62-7126

次の土地における防犯灯の設置について、私 那塩 花子 は、無償で設置場所を提供することに同意します。

防犯灯の設置場所：那須塩原市 共墾社108-2番 3 地内

防犯灯を設置する電柱番号：
(個人柱やポールに設置する場合は記入不要です)

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） 明るいまち自治会
代表者 住 所 那須塩原市共墾社108-2
氏 名 自治会長 防犯 太郎
電話番号 0287（62）7127

防犯灯設置費補助金変更承認申請書

令和〇年度防犯灯設置費補助金について、次のとおり変更したいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

①先に提出した防犯灯設置事業計画書中のN〇2について、以下の通り変更する。

変更前：電柱番号「防犯2」に取り付け予定

変更後：電柱無のため鋼管ポールを新設し取り付ける

②上記に伴い申請補助金額を次の通り変更する

変更前：81,000円（電柱有×2灯+電柱無×1灯）

変更後：93,000円（電柱有×1灯+電柱無×2灯）

2 変更する理由

設置予定であった場所が道路拡張工事の該当地となった。拡張工事において、取り付け予定の電柱が撤去されることとなり、電柱取り付けができなくなったため。

3 その他必要な書類

- 変更後の設置位置図
- 変更後の見積書の写し

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社108-2**

氏 名 **自治会長 防犯太郎**

電話番号 **0287（62）7127**

防犯灯設置費補助金実績報告書

令和〇年度防犯灯の設置が完了したので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金額 81,000 円

【補助金額計算式】

電柱有り 2 基 × 23,000 円 + 電柱無し 1 基 × 35,000 円

= 81,000 円 (ア)

工事費実績額 100,000 円 (イ)

※補助金額 81,000 円 (ア) (イ) のいずれか少ない額

2 関係書類

- (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- (2) 設置位置図
- (3) 写真3枚（近景、遠景及びプレート） ←
- (4) 電気使用申込書（お客さま控）の写し

1基につき3枚

記入例7

日付は記入しないでください

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

団体名 明るいまち自治会

代表者住所 那須塩原市 共墾社108-2

代表者氏名 自治会長 防犯太郎

令和〇年度防犯灯設置費補助金交付請求書（兼受領委任状）

令和5年度から
押印は不要です

標記の補助金について、那須塩原市補助金交付規則第17条の規定により次のとおり請求いたします。

請求金額 〇〇, 〇〇〇 円

補助金交付決定額 〇〇, 〇〇〇 円

（補助金振込先）

振込先口座 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

このように申請者（代表者）と口座名義人が異なる場合は口に「✓」チェックを入れてください。（同じ場合は、不要です。）

金融機関名	支店名	種別	口座番号						
平成 <small>銀行 信用金庫 信用組合 農協</small>	那須塩原 <small>本店 支店 支所 出張所</small>	普通・当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	アカルイマチジチカイカイケイ デンキリョウコ								
口座名義人	明るいまち自治会会計 電気料子								